

次期内閣府本府政策評価基本計画について

令和元年8月23日

大臣官房政策評価広報課

想定されうる論点

論点1. 計画期間について

論点2. 評価の重点化について

論点3. 評価方式の選定基準について

論点1. 計画期間

(内閣府本府政策評価基本計画の改正経緯について)

基本計画	改正時期	改正理由
第1次 (平成14年度～16年度)	平成15年4月一部改正	実態に合わせた修正(事前評価から公共事業を削除する等)
	平成16年4月一部改正	政策評価審議官の新設及び政策評価体系の変更に伴う改正
第2次 (平成17年度～19年度)	平成17年4月決定	RIA試行等に伴う改正
	平成18年3月一部改正	政策評価体系の変更に伴う改正
	平成19年6月一部改正	文言等修正、政策評価体系の変更に伴う修正
第3次 (平成20年度～22年度)	平成20年2月決定	単年度評価の実施、政策評価書の簡素化等の見直し、政策評価体系の変更に伴う改正
	平成20年12月一部改正	補正予算による政策評価体系の変更に伴う改正
	平成21年4月一部改正	当初予算による政策評価体系の変更に伴う改正
	平成21年7月一部改正	1次補正予算による政策評価体系の変更に伴う改正
	平成22年3月一部改正	2次補正予算による政策評価体系の変更に伴う改正
	平成22年6月一部改正	当初予算による政策評価体系の変更に伴う改正
	平成23年3月一部改正	当初予算による政策評価体系の変更に伴う改正
第4次 (平成23年度～25年度)	平成23年4月決定	租特に係る政策評価義務付け及び行政事業レビュー(「国丸ごと仕分け」)との連携に伴う改正
	平成23年12月一部改正	法案成立による政策評価体系の変更に伴う改正
	平成24年3月一部改正	政策評価体系の変更に伴う改正
	平成26年3月一部改正	政策評価体系の変更に伴う改正
第5次 (平成26年度～28年度)	平成26年4月決定	『国丸ごと仕分け』の文言削除、政策評価体系の変更に伴う改正
	平成27年4月一部改正	政策評価体系の変更に伴う改正
	平成28年4月一部改正	政策評価体系の変更に伴う改正
第6次 (平成29年度～31年度)	平成29年3月決定	文言等修正、政策評価体系の変更に伴う修正
	平成30年4月一部改正	EBPMの推進、規制の事後評価義務付け等に伴う修正

論点1:計画期間 (他省庁の政策評価基本計画期間の変遷について)

計画期間	行政機関	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
3年	内閣府	実施要領	★3年			3年			3年			3年			3年			3年							
	公正取引委員会		3年			3年			3年			3年→5年に変更(H25.4.1改正)			3年				4年						
	公害等調整委員会	実施要領	3年			3年			3年			3年			3年			3年							
	経済産業省		3年			1年(当初5年)	5年			3年			3年			3年			3年						
	原子力規制委員会													4年7月(H24.9.19~H29.3.31)			3年								
5年	宮内庁		5年				5年				5年				5年					5年					
	国家公安委員会・警察庁		3年9月(～H17.12.31)				3年(H18.1.1～H20.12.31)			2年3月(H21.1.1～H24.3.31)			3年			3年			①	5年					
	個人情報保護委員会													4年3月(H26.1.1～H30.3.31)			②			5年					
	金融庁	実施要領	1年3月(当初3年3月)	5年(H15.7.1～H20.6.30)				3年6月(H20.7.1～H24.3.31)			③			5年				5年							
	消費者庁										3年7月(H21.9.1.～H25.3.31)			④			5年			5年					
	復興庁										4年2月(H24.2.10～H28.3.31)				⑤			5年							
	総務省		3年			3年			⑥			5年			5年			5年							
	法務省		3年			3年			3年			3年			⑦			5年							
	外務省		3年			3年			⑧			5年			5年			5年							
	財務省	実施要領	3年			3年			⑨			5年			5年			5年							
	文部科学省	実施要領	3年			3年			⑩			5年			5年			5年							
	厚生労働省		5年				5年				5年				5年					5年					
	農林水産省	実施要領	4年(当初5年)				4年(当初5年)				5年				5年					5年					
	国土交通省		1年(当初5年)	1年(当初5年)	1年(当初5年)	1年(当初5年)	1年(当初5年)	2年(当初5年)			5年			5年			5年								
環境省		4年(当初5年)				5年				5年				5年					5年						
防衛省		4年(H14.4.1～H18.3.31)				5年				3年(当初5年)				5年					5年						

★当時の担当課長からの聞き取りによると、行政評価局の雛形に則って、総務省の計画を参考に3年にしたとのこと。

- ① 【国家公安委員会・警察庁】頻繁に変更すべき内容がみられないため、基本計画を5年とする。
- ② 【個人情報保護委員会】-
- ③ 【金融庁】-
- ④ 【消費者庁】-
- ⑤ 【復興庁】-
- ⑥ 【総務省】政策の特性に応じて評価するため、基本計画を5年とする。
- ⑦ 【法務省】3年を超える見通し・計画を立てている施策があり、ガイドラインというべき基本計画を5年とする。
- ⑧ 【外務省】-
- ⑨ 【財務省】政策評価制度が導入されて6年が経過しようとしており、今後大きな方針等の変更が予定されていないため、基本計画を5年とする。
- ⑩ 【文部科学省】政策評価法の施行から6年が経過して、政策評価制度の定着などが図られてきたため、基本計画を5年とする。

論点1: 計画期間 (内閣府本府政策評価体系に関する施策における基本計画等について)

計画期間	計画等	関連する施策	現行の計画期間	評価方式 (平成31年度実施計画)
10年 (4施策)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)(政策3-施策④)	2013年度~2022年度	実績評価(複数年度方式)
	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)附則第2条	沖縄政策に関する施策の推進(政策11-施策①)	2021年度末まで	総合評価
	宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定)	宇宙開発利用の推進(政策18-施策①)	2015年度~2024年度	総合評価
5年 (7施策)	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)附則第2条	有人国境離島政策の推進(政策21-施策①)	2026年度末まで	総合評価
	まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成29年12月22日閣議決定、平成30年12月21日全部変更)	「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進(政策4-施策①)	2015年度~2019年度	実績評価(複数年度方式)
	交通安全基本計画(第10次)(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)	交通安全対策の総合的推進(政策12-施策⑥)	2016年度~2020年度	実績評価(複数年度方式)
	食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について(平成22年12月16日食品安全委員会決定、平成27年3月31日最終改定)	食品健康影響評価技術研究の推進(政策14-施策①)	2015年度~2019年度	実績評価(複数年度方式)
	独立行政法人北方領土問題対策協会中期目標(第4期)	北方領土問題解決促進のための施策の推進(政策19-施策①)	2018年度~2022年度	実績評価(複数年度方式)
	・外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束(平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定) ・グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ(平成28年5月20日対日直接投資推進会議決定)	対日直接投資の推進(政策3-施策②)	2020年度まで	総合評価
	・第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2019(平成31年6月21日閣議決定) ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)	科学技術イノベーション創造の推進(政策7-施策②)	・科学技術基本計画 2016年度~2020年度 ・統合イノベーション戦略2019 2019年(最長)・2050年(最長)まで ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期 2018年度~2022年度	総合評価
	障害者基本計画(第4次)(平成30年3月30日閣議決定)	障害者施策の総合的推進(政策12-施策⑤)	2018年度~2022年度	総合評価
	男女共同参画基本計画(第4次)(平成27年12月25日閣議決定)	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進(政策13-施策①)	2020年度末まで	総合評価
	おおむね5年 (4施策)	子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)	子ども・若者育成支援の総合的推進(政策12-施策①)	2021年2月目途
高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)		高齢社会対策の総合的推進(政策12-施策③)	2020年(最長)・2025年目途(最長)まで	総合評価
子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)		子どもの貧困対策の総合的推進(政策12-施策⑦)	(※2019年まで)	総合評価
3年 (1施策)	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)	子ども・子育て支援の推進(政策20-施策①、③、④)	2019年度末/2020年まで	総合評価
	日本学術会議法(昭和23年法律第121号)	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡(政策23-施策①)	2017年10月~2020年9月	実績評価(複数年度方式)
	3年を目途 (1施策)	青少年インターネット環境整備基本計画(第4次)(平成30年7月27日子ども・若者育成支援推進本部決定)	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)(政策12-施策②)	(※2021年まで)
期間の定めなし (7施策)	道州制特別区域基本方針(平成19年1月30日閣議決定、平成28年2月5日一部変更)	道州制特区の推進(政策3-施策③)	2007年度~2020年度 計画期間の延長規定あり	実績評価(単年度方式)
	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定、平成30年3月30日一部変更)	国家戦略特区の推進(政策4-施策⑤)	計画期間の定めなし	実績評価(単年方式)
	株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号、平成30年5月23日一部改正)第25条第8項、第32条の2第7項及び第32条の13第3項	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進(政策6-施策①)	2020年度末まで(支援・出資決定期限) (2025年度末まで(業務完了期限))	実績評価(複数年度方式)
	中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2016年より後の廃棄計画	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理(政策8-施策①)	2022年中まで	実績評価(複数年度方式)
	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)附則第9条	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用(政策3-施策⑦)	法附則第9条に規定された法の規定の検討等と同様の期間	総合評価
	仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月18日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定、平成28年3月7日一部改正)	仕事と生活の調和の推進(政策13-施策②)	2020年まで	総合評価

(注)「現行の計画期間」中、「※」を付しているものは、計画等の本文に定めがないため、計画決定時期から推測したものである。

論点2: 評価の重点化について

【現行】内閣府本府政策評価基本計画(平成29年内閣総理大臣決定、平成30年4月5日一部改正)

2 政策評価の実施に関する方針

内閣府本府としては、これらの任務を達成するために行う内閣府本府の事務のうち政策評価の対象とされている内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第3項各号に規定する事務(評価法第2条第1項第2号に規定する機関の行う事務に関するものを除く)全般について政策評価を実施する。

7 事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

(2) 評価対象

内閣府本府における主要な行政目的に係る政策全般を事後評価の対象とし、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及び評価方式等については、評価法第7条に規定されている実施計画で定めるものとする。

【参考1】財務省 政策評価に関する基本計画(平成30年3月)

第2章 政策評価の実施に関する方針

3 政策評価の重点化

政策評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、次のような政策について、重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする。

- (1) 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、財務省が所掌する主要な政策
- (2) 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策
- (3) 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策
- (4) 財務省において重点的に取り組むこととした政策

【参考2】国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画(平成30年8月)

第6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項等

2 事後評価は、国家公安委員会及び警察庁が所掌する次に掲げる政策について、重点的に実施する。

- ・施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、国家公安委員会及び警察庁が所掌する主要な政策
- ・内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策
- ・国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策
- ・国家公安委員会及び警察庁において重点的に取り組むこととした政策

論点3: 評価方式の選定基準について

【現行】内閣府本府政策評価基本計画(平成29年内閣総理大臣決定、平成30年4月5日一部改正)

2 政策評価の実施に関する方針

政策評価に当たっては、政策の特性等に応じて、基本方針に定める「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

7 事後評価の実施に関する事項

(1) 評価方式

総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

【参考1】国土交通省 政策評価基本計画(平成31年3月)

VII 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

2 政策レビュー(総合評価方式)

(1) 対象とするテーマ 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。

ア 国土交通省の政策課題として重要なもの

イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの

ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの

エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの

(2) 実施時期等

ア 実施時期については、特に以下のような場合に政策レビューを積極的に活用して、その成果の評価等を計画的に実施する。

① 法令の見直し規定の時期や時限立法の期限が到来した場合

② 中長期計画や大綱の見直し時期が到来した場合

③ 重要な法令の制定や改正等について、その施行から一定期間が経過した場合

イ 具体的なテーマについては、当該年度に政策レビューを実施するテーマのほか、当該年度から5年以内に政策レビューを実施するテーマを実施計画において定める。また、毎年度の政策評価の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、テーマ、担当局等及び実施時期を必要に応じて見直し、機動的かつ柔軟に政策レビューを実施する。

【参考2】財務省 政策評価に関する基本計画(平成30年3月)

第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

第2節 事後評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針

2 事後評価の方式

(1) 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行うものとする。

(2) 総合評価方式による評価

① 総合評価方式による評価においては、特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げた総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供する見地から行うものとする。

② 総合評価方式による評価を行うテーマとしては、例えば、次のようなものが挙げられる。

・ 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの

・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの

・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの

・ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの

・ 評価を実施してから長期間が経過したもの

③ 総合評価方式による評価においては、実施のための費用もある程度大きくなることが予想されるため、緊急性、優先性等を勘案して計画的に実施するものとする。ただし、社会経済情勢の変化等により、緊急に評価を実施する必要がある場合には、実施計画に関わらず、総合評価方式による評価の実施を妨げないものとする。

(参考1)内閣府が所管する独立行政法人の目標について

法人名	法人の区分	目標期間	現行目標
国立公文書館	行政執行法人	事業年度ごとの年度目標を設定	令和元年度 (1年間)
北方領土問題対策協会	中期目標管理法人	3年以上5年以下で 中期目標を設定	平成30年度 ～令和4年度 (5年間)
宇宙航空研究開発機構(JAXA)	国立研究開発法人	5年以上7年以下で 中長期目標を設定	平成30年度 ～令和6年度 (7年間)
日本医療研究開発機構(AMED)			平成27年度 ～令和元年度 (5年間)

(参考2) 行政事業レビューについて

〔行政事業レビューの実施等について(平成25年4月5日 閣議決定)(抄)〕

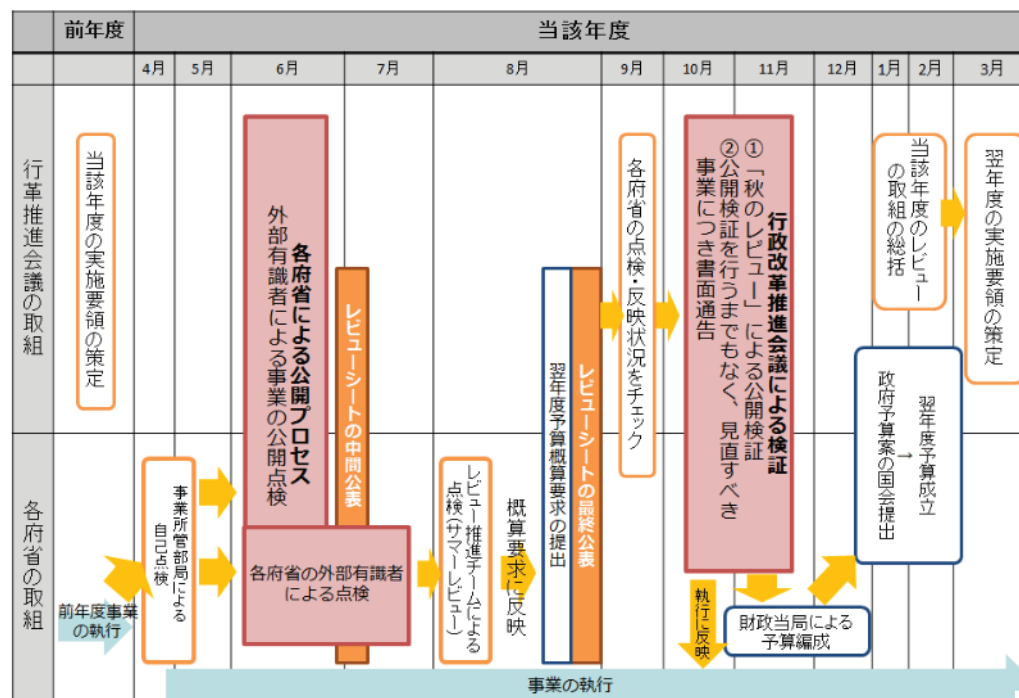
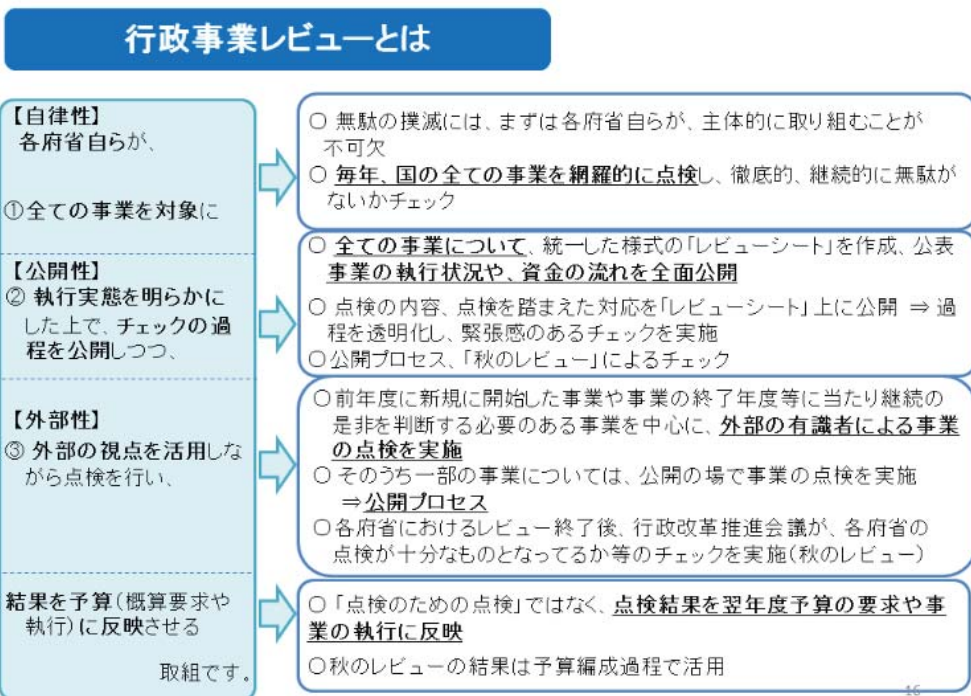
1. 政府は、毎年、行政事業レビューを実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図るものとする。

(1) 各府省庁自らが、事業に係る予算の執行状況等について、個別の事業ごとに整理した上で、毎会計年度終了後速やかに必要性、効率性及び有効性等の観点から検証して当該事業の見直しを行い、その結果を予算の概算要求及び執行に反映するとともに、それらの結果を公表すること。

(2) (1)の検証を行うに当たっては、次に掲げる取組を行うこと。

① 事業に係る予算の執行状況等を分かりやすい形で公表すること。

② 外部性が確保され、客観的かつ具体的で、厳格な検証となるよう、事業に係る予算の執行その他行政運営に関して識見を有する者の意見を聴くこと。この場合、効果的かつ効率的に意見聴取を行うとともに、一部の事業については、公開性を確保した上で行うこと。



(参考3) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)

(基本計画)

第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政策評価の実施に関する方針
- 三 政策評価の観点に関する事項
- 四 政策効果の把握に関する事項
- 五 事前評価の実施に関する事項
- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
- 七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- 十 政策評価の実施体制に関する事項
- 十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。